

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る 研究事業について

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業について

1 規制改革推進のための3か年計画（改定）（抄）（平成20年3月25日 閣議決定）

○ 保育所の最低基準の見直し（平成20年度調査実施・分析、平成21年度措置）

児童福祉施設最低基準は、昭和23年の制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくないとの指摘がある。（中略）したがって、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。

2 地方分権改革推進要綱（第1次）（抄）（平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定）

○ 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定し得るなど、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業（平成20年度） 実施概要

1 事業の目的

保育所の設置は児童福祉施設最低基準に基づき必要な人員を配置し、設備を備えることとなっているが、その設備基準は昭和23年に制定されて以来、改正が行われておらず、利用している乳幼児の発達や家庭的な雰囲気の中での生活の営みに適したものになっていないとの指摘がなされている。

このことを踏まえ、乳幼児の生命・安全の保持や心身の健全な発達保障という観点から、現行の構造基準による設備の基準（数値基準）ではなく、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準（定性的基準）について検討を行う。

また、近年増加している低年齢児や障害児など、特にきめ細やかな配慮や対応を要する児童の増加を踏まえ、居室、園庭、遊具等の物的環境のあり方を検討する。

（機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業・調査研究委員会 委員構成）

◎定 行 まり子 日本女子大学教授家政学部住居学科教授
藤 木 隆 男 藤木隆男建築研究所代表
大 日 向 雅 美 恵泉女学園大学大学院教授
安 市 梅 勅 江 筑波大学教授
清 原 勝 彦 三鷹市健康福祉部子育て支援室室長
水 正 明 福井市総務部政策調整室室長

金 子 恵 美 日本社会事業大学准教授
菊 池 繁 信 （社福）吹田みどり福祉会理事長
藤 森 平 司 新宿せいが保育園園長
三 上 智 代 本福寺保育園園長
普 光 院 亜 紀 保育園を考える親の会代表
◎委員長

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業について

I 今回の研究事業における保育所の施設設備等に係る基準の考え方について

1 保育所保育指針に基づく保育ができるような保育環境を整えられること。（保育所保育指針に基づく保育を行うことができるような基準）

※ 保育には、子どもたちを詰め込む程度の環境ではなく、子ども一人一人にあった適切な支援等が行えるような環境が求められる。

2 人が作業をする際に、無理なく動くために必要となる空間領域「動作空間」と、動作空間からなる、あるまじった生活行為ができる空間領域「単位空間」という建築設計の考え方を採用する。 （「単位空間」という根拠に基づく基準）

※ 上記の動作空間及び単位空間は、地方によって異なるものではない。

3 食事の場と午睡の場を分ける「食寝分離」的な考え方を基本とする。（「食寝分離」的な考え方に基づく基準）

【「食寝分離」を採用する理由】

- ① 住宅に係る建築設計について、生活の質の確保の観点から、戦後日本の住宅計画の基本である食事室と就寝室を分ける「食寝分離」の考え方を踏まえて行われる。そこで、保育所も、自宅と同様、子どもが生活をする場であることを踏まえると、食事の場と午睡の場を分ける「食寝分離」の考え方を取り入れることが望ましいこと。
- ② 新しい保育所保育指針において、乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きく、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要であるとしており、例えば、スペースの関係で、子ども全員一斉に午睡や食事が強制され、個々の成長や体調に応じて本来異なってくる、食事に係るリズムや、睡眠の量が犠牲にされることなどは避けることが望ましいこと。
- ③ 布団を用意する際の非常に多くの粉塵量が測定されたことなどから、衛生面の観点から食事の場と午睡の場を分けることが望ましいこと。

※ 厳格に言うと、具体的な空間設定（布団をどこに置くかなど）や、午睡のための専用室等を設けることまでが求められるが、目標とすべき基準においては、最低限必要な面積と考え方を示すことにより、具体的な空間設定などについては、現場や地域の創意工夫を生かせるようにする。

Ⅱ 今回の研究事業における保育所に係る面積基準等の扱いについて

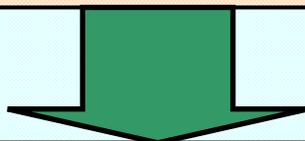
《今回の研究事業による面積基準》

- 「食寝分離」や「単位空間」の考え方にに基づき科学的・実証的に検証した結果、以下の基準等が示された。
 - ・ 2歳未満児の保育のために必要な部屋の面積 4. 1 1 m²/人
 - ・ 2歳以上児の保育のために必要な部屋の面積 2. 4 3 m²/人
 - ・ 保育の質の更なる向上に向けて、保育所の各機能に応じた定性的基準としてのガイドライン等
- ※ 現行の面積基準 2歳未満児 乳児室 (1.65m²/人) 又はほふく室 (3.3m²/人)
2歳以上児 保育室又は遊戯室 (1.98m²/人)



《現在の面積基準の評価》

- 一方で、現在の最低基準については、60年近く運用されたものであり、保育を行うことがまったく不可能というほどまでの状況は見られなかったが、「食寝分離」など様々な課題がある。
- したがって、現在の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、現行の最低基準以上であることが必要。



《今回の研究事業による面積基準等の取扱い》

- いずれにせよ、今回の研究事業に係る面積基準等については、現在の保育所の収容能力や、国や地方自治体の財政状況などその他の事情を含め総合的に勘案しつつ、国においても議論を行い、現在の最低基準とともに、その最終的な取扱いを決めるべきである。